

# 入札公告

次のとおり競争入札に付します。

令和8年2月17日

日本司法支援センター 理事長 丸島俊介

## 1 競争入札に付する事項

- (1) 件名 令和8年度日本司法支援センターインターネット広告出稿等業務 一式
- (2) 仕様等 入札説明書及び仕様書による
- (3) 履行場所 日本司法支援センターが指定する場所
- (4) 履行期間 入札説明書及び仕様書による

## 2 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。  
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ているものは、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 令和7・8・9年度法務省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」においてA又はBの等級に格付けされた資格を有する者であること。
- (4) 下記6に示すプレゼンテーションに参加し、審査に合格した者であること。
- (5) 入札公告日から起算して過去6か月以内に、法人又は法人の役員が、贈賄、競売等妨害又は談合、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律違反等、契約に関する行為により公訴を提起されていないこと。ただし、無罪判決が確定している場合を除く。

## 3 契約条項を示す場所及び問合せ先

〒164-8721 東京都中野区本町1-32-2 ハーモニータワー8階

日本司法支援センター本部 総務部財務会計課第二係（高笠）

電話 050-3381-1573

## 4 入札説明書等の配布期間及び配布場所

入札公告日から令和8年4月3日（金）

上記3の場所及び当センターホームページ上

## 5 入札説明会の日時及び場所

入札説明会は実施しない

## 6 プrezentationの日時及び場所

日時：令和8年3月27日（金）（詳細は個別に通知する。）

場所：〒164-8721 東京都中野区本町1-32-2 ハーモニータワー8階

日本司法支援センター本部

**7 入札書の提出期限及び提出場所**

令和8年4月3日（金）12時00分

東京都中野区本町1-32-2 ハーモニータワー8階

日本司法支援センター本部 総務部財務会計課第二係

**8 開札の日時及び場所**

令和8年4月3日（金）14時00分

東京都中野区本町1-32-2 ハーモニータワー8階

日本司法支援センター本部 会議室

**9 入札方式**

総合評価落札方式

**10 入札保証金及び契約保証金**

納付を免除する。

**11 入札の無効**

本公告に示した競争参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

**12 契約書作成の要否**

要

**13 その他**

(1) 詳細は、入札説明書等による。

(2) 本公告期間中に公告内容に変更が生じた場合又は本公告を取り消す場合は、上記3の場所及び当センターホームページ上において公告する。

令和8年度日本司法支援センターインターネット広告出稿等業務 一式

期　日	業務内容			備考
2月17日 火	入札公告 ※法テラスホームページに掲出 本部南側入口掲示板に掲示			
	入札説明会(実施しない)			
2月24日 火 17:00	質問書提出期限			
2月27日 金 17:00	質問書回答期限			
3月17日 火 17:00	提案書等提出期限			
3月24日 火 17:00	プレゼンテーション開始時刻通知			
3月27日 金	プレゼンテーション ※各者説明時間30分、質疑応答時間10分		本部会議室	
3月31日 火 17:00	入札参加合否通知期限			
4月3日 金 12:00	入札書提出期限			
4月3日 金 14:00	開札・落札者決定		本部会議室	

# 入札説明書

日本司法支援センター

入札に参加する者は、入札公告、別添契約書案及び本書記載事項等を熟知の上、入札すること。

- |                       |  |
|-----------------------|--|
| 1 入札事項                | <b>令和8年度日本司法支援センターインターネット広告出稿等業務一式</b>   |
| 2 仕様                  | 別添仕様書のとおり  |
| 3 プレゼンテーション<br>日時及び場所 | <b>令和8年3月27日（金）（詳細は個別に通知する）</b><br><b>日本司法支援センター本部 会議室</b><br>〒164-8721<br>東京都中野区本町1-32-2 ハーモニータワー8階   |
| 4 入札書提出期限<br>及び提出場所   | <b>令和8年4月3日（金）12時00分</b><br><b>日本司法支援センター本部</b><br><b>総務部財務会計課第二係</b><br>〒164-8721<br>東京都中野区本町1-32-2 ハーモニータワー8階  |
| 5 開札日時及び場所            | <b>令和8年4月3日（金）14時00分</b><br><b>日本司法支援センター本部 会議室</b><br>〒164-8721<br>東京都中野区本町1-32-2 ハーモニータワー8階  |
| 6 契約予定期日              | <b>令和8年4月3日（金）</b>   |
| 7 履行期間                | 別添仕様書のとおり  |
| 8 参加資格                | (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。<br>なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ているものは、同条中、特別の理由がある場合に該当する。<br>(2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。<br>(3) 令和7・8・9年度法務省競争参加資格（全省庁統一資格）「 <b>役務の提供等</b> 」において <b>A又はB</b> の等級に格付けされた資格を有すること。<br>(4) <b>本件プレゼンテーションに参加し、審査に合格した者であること。</b><br>(5) 入札公告日から起算して過去6か月以内に、法人又は法人の役員が、贈賄、競売等妨害又は談合、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律違反等、契約に関する行為により公訴を提起されていないこと。ただし、無罪判決が確定している場合を除く。 |
| 9 入札参加条件              | 入札に参加しようとする者（以下「入札者」という。）は、以下に掲げる書類を準備し、下記の提出期限までに指定の場所に持参（土日祝日並びに12月29日から1月3日までを除く毎日、10時から17時まで）、郵送等（書留郵便等に限る。提出期間内必着）又は電子メールにより提出すること。<br>電子メールで提出する場合のメールの表題は、「 <b>【入札書類提出】令和8年度日</b>   |

**本司法支援センターインターネット広告出稿等業務一式　〇〇社**とすること。

提出された書類及びプレゼンテーションに基づく当センターの審査に合格することを入札参加条件とする。

なお、競争参加資格に係る審査結果については、**令和8年3月31日（火）17時**までにFAX又は電子メールにより通知するので、審査に合格していることを確認の上、上記4の提出期限までに入札書を提出し、入札に参加すること。

- (1) **本件仕様書の要件を満たすことを確約した書面**（別紙「履行確約書」書式による）…………… 1部
- (2) **「プレゼンテーション開始時刻通知書」**（別添参照）…………… 1部  
(別添「プレゼンテーション開始時刻通知書」に会社名、担当者名、FAX番号及びメールアドレスを記入の上、提出すること。)
- (3) **「結果通知書」**（別添参照）…………… 1部  
(別添「結果通知書」に会社名、担当者名、FAX番号及びメールアドレスを記入の上、提出すること。)
- (4) **令和7・8・9年度法務省競争参加資格（全省庁統一資格）「資格審査結果通知書」の写し**…………… 1部
- (5) **本件仕様書に基づいた「定価ベースによる価格証明書」**…………… 1部  
表題は「価格証明書」とし、積算根拠を明確かつ詳細に記載したもの（業務の内容、規格、単価及び数量を詳細に記載すること。）で、本件仕様書に基づき業務を行った場合の定価ベースによる総額を積算し、入札者が署名又は記名押印を行うこと（値引き等を考慮せず、入札価格そのものを証明するものではないことに留意すること。）。
- (6) **「暴力団排除に関する誓約書」**（別添書式による）…………… 1部
- (7) **別添「令和8年度日本司法支援センターインターネット広告出稿等業務に関する提案書提出要領」に基づく提案書等**…………… 同提出要領に示す部数

なお、副本は会社名等を記載せず、提案者名を識別できないようにすること。

#### 審査書類提出日時及び場所

提出期限 **令和8年3月17日（火）17時00分**

提出場所 **日本司法支援センター本部 総務部財務会計課第二係**

〒164-8721 東京都中野区本町1-32-2 ハーモニータワー8階

電話番号：050-3381-1573

E-mail : keiyaku@houterasu.or.jp

※ 書類提出時に添付の「競争入札参加資格審査申請提出書類チェックリスト」により内容を確認の上、提出すること。

#### プレゼンテーション日時及び場所

実施日 **令和8年3月27日（金）**

※ 開始時刻については、**令和8年3月24日（火）17時00分**までに個別に通知する。

※ プrezentationの持ち時間は1者につき40分  
(各者説明時間30分程度、質疑応答時間10分程度)

実施場所 **日本司法支援センター本部 会議室**

プレゼンテーション当日の提案書等の変更や追加は認めない。

プレゼンテーションの実施に当たっては、公平な審査を実施するため、提案者名及び提案者名を推測できる発言等は控え、資料についても、提案者名の記載がないものを使用すること。

プレゼンテーションで使用するパソコン等の端末について、貸し出しは行っていないため、パソコン等の端末を使用する場合は持参すること。なお、モニターを使用する場合は、下記15の担当者宛てに事前に連絡すること。

## 10 入札の方法等

### (1) 入札の方法

- ア 入札金額は、総価で記入し、金額の冒頭に￥記号を記載すること。
- イ 落札後における契約締結に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額をもって契約金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること（1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）。
- ウ 落札者は、落札決定後速やかに当該落札に係る入札書の金額の内訳（上記9(5)の価格証明書書式と同様書式で可。）を作成の上、書面により提出すること。

### (2) 入札書の提出方法

- ア 入札書を持参又は郵送等により提出すること。なお、競争参加資格に係る審査に合格した者であっても、上記4の提出期限までに入札書の提出がなかった場合は、入札を辞退したものとみなす。
- イ 入札書は所定の用紙を使用すること。
- ウ 入札書の日付は、入札書作成日付を記載すること（開札日の日付ではないことに留意すること。）。
- エ 入札書を持参して提出する場合は、封筒に入れて密封し、その封筒の表に氏名（法人の場合はその名称又は商号）及び**「令和8年度日本司法支援センターインターネット広告出稿等業務 一式の入札書在中」**と朱書きすること。  
郵送等により提出する場合は二重封筒とし、表封筒に**「令和8年度日本司法支援センターインターネット広告出稿等業務 一式の入札書在中」**の旨朱書きし、中封筒には、持参して提出する場合と同様に氏名等を朱書きすること。なお、郵送等による場合は、誤配等があった場合のため、発送日時が調査可能な方法（例えば書留郵便）を利用すること。
- オ 入札者は、その提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることができない。なお、提出前の入札書の記載事項（金額、数量及び単価は除く。）を訂正するときは、当該訂正部分を二重線で訂正し、当該訂正部分に押印すること。
- カ 入札者本人（法人の場合は代表者）が入札するときは、入札書には、当該本人が署名・記名及び押印すること。入札者本人（法人の場合は代表者）以外の者が入札するときは、入札者本人（法人の場合は代表者）から本件入札に関する代理権限を付与された委任状を添付し、入札書には、代理人が署名又は記名押印すること。なお、担当者の氏名及び連絡先を記載した場合は、押印省略可とする。

### (3) 入札の無効

次の各号の一に該当する入札書は、無効とする。

- ア 入札参加資格のない入札者による入札
- イ 入札物件名、入札金額、入札実行者名の確認ができないもの
- ウ 入札金額、数量及び単価が訂正されているもの
- エ 入札書に日付のないもの又は日付に誤りがあるもの
- オ 入札書に入札実行者の署名又は記名のないもの
- カ 入札書記載の入札金額（総額）の算出過程に誤りがあるもの
- キ 暴力団排除に関する誓約書を提出しない場合及び誓約書に反したこととなった場合
- ク 複数者の入札者の代理をした者により提出されたもの
- ケ その他入札に関する条件に違反したもの

## 11 開札

- (1) 開札は、入札実行者の面前で行う。
- (2) 入札場において、次の各号の一に該当する者は、当該入札場から退去させる。
  - ア 公正な競争の執行を妨げ、又は妨げようとした者
  - イ 公正な価格を害し、又は不正な利益を得るための連合をした者
- (3) 本件入札に関し、競争参加者が相連合し、又は不穏な挙動をするなどの場合で、競争入札を公正に執行することができないと認めたときは、入札の執行を中止する。
- (4) 入札場への入場は、入札事業者 1 社につき 1 名とする。

## 12 落札者の決定

- (1) 本件入札は、**総合評価落札方式**とする。

落札者は、上記 9 の提出書類の審査に合格し、かつ、有効な入札書を提出した予定価格の制限の範囲内の入札者のうち、「技術点」及び「価格点」の合計（総合評価点）が最も高い者とする。

- (2) 開札の結果、予定価格の制限に達した価格の入札がない場合は、引き続き再度の入札を行うことがあるので、あらかじめ複数枚の入札書用紙を準備すること。

なお、欠席又は開札時刻に遅れた者は、再度入札参加資格を失うものとする。

- (3) 総合評価点が同点となった者が 2 人以上あるときは、直ちに「くじ」により落札者を決定する。なお、入札実行者が「くじ」を引くことができないときは、入札執行事務に關係のないセンター職員が「くじ」を引くものとする。
- (4) 本件調達が、日本司法支援センター契約事務取扱細則第 17 条第 1 項に定める契約（予定価格が 1 千万円を超える工事又は製造その他についての請負契約）となる場合において、入札書に記載された金額に消費税相当分を加算した金額が予定価格の制限の範囲内であったとしても、予定価格の 60% を下回る金額であったときは、落札決定を留保した上で所要の調査を行うこととする。その結果、当該金額によって契約の本旨に沿った履行が可能と判断できない場合は、落札者としない場合がある。

また、当該金額が公正な取引を害するおそれがあると判断した場合は、競争参加資格を取り消す場合がある。

## 13 契約書の作成

競争入札を実施し、契約の相手方が決定したときは、上記 6 の契約予定日付で

別添様式による契約書を取り交わすものとする。

#### 14 質問書の提出

仕様に関して質問がある場合は、後記質問書提出期限までに後記 15 の問合せ先に質問書（別添参照）を電子メール（エクセルファイル）により提出すること。口頭又は電話による質問は受け付けない。質問書に対する回答については、下記質問書回答期限までに当センターホームページに掲載する（質問書の提出がない場合は掲載しない）。

質問書提出期限 **令和8年2月24日（火）17時00分**

提 出 場 所 **日本司法支援センター本部 総務部財務会計課第二係**

質問回答期限 **令和8年2月27日（金）17時00分**

#### 15 入札手続に関する問合せ先

日本司法支援センター本部 総務部財務会計課第二係（高笠）

電 話 番 号 : 050-3381-1573

F A X 番 号 : 03-5358-1058

E-m a i l : keiyaku@houterasu.or.jp

※メールの表題は下記のようなタイトルにして送付すること。

メール表題例

**【入札・質問】「令和8年度日本司法支援センターインターネット広告出稿等業務一式 仕様書に関する質問について」○○社**

#### 16 その他

- (1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金

納付を免除する。

- (3) 費用の自己負担

入札者は、契約の有無にかかわらず、入札参加に要する一切の費用を負担するものとする。

# 令和8年度日本司法支援センターインターネット広告出稿等業務 仕様書

## 第1 本件業務の目的

インターネット広告出稿によって、日本司法支援センター（以下「センター」）という。）のサービスを必要とする次の対象者について、以下の目標を実現する。

対象者	定義	目標	
顕在的利用者	すでに法的問題を抱えていて、そのことを認識している者	目標①	目標②
潜在的利用者	すでに法的問題を抱えているが、そのことを認識していない者	センターが公式ホームページとは別に設置するランディングページにアクセスさせる。また、アクセス数を、年間を通じて増加させる。	ランディングページにアクセスした者に、センターの情報提供サービス（電話やメール、チャットによる問合せ）を利用する。
社会情勢や時事に応じ、急きよセンターの訴求対象となる者	多発する激甚自然災害等の被災者、靈感商法等の被害者、犯罪被害者、ひとり親等	目標③ 事象の発生に応じて、センターが指定する対象に対し、迅速かつ柔軟にセンターのサービスを周知し、その利用を促進する。	

## 第2 期間

契約期間は、契約締結日から令和9年4月30日まで。

なお、下記第3の項番1から3の業務における広告出稿期間は、令和8年4月から令和9年3月31日までとする。令和8年4月の出稿開始日は、センターと協議の上決定する。

## 第3 本件業務の内容

本件業務の内容は、以下のとおりである。

なお、目的欄記載の数字は、上記第1に記載する目標①から③に対応する。

項目	業務	目的	年間投下額 (万円・税別)	出稿媒体	最低達成目標数	履行期間 納入期限
1	リスティング広告 (Yahoo!広告) (Google 広告)	①・③	5200 万円	・Yahoo! ・Google	60 万クリック／年	令和8年 4月から 令和9年 3月末

2	ディスプレイ広告 (Yahoo!広告) (Google 広告)	①・③		・Yahoo! ・Google	20万 クリック／年	まで
3	その他インターネット広告媒体	①・③		・出稿媒体は、受注者からの提案を受け、検討の上決定する。 ※SNS 以外で動画広告を配信する場合は、動画配信サービス（無料視聴できるものに限る。）に限定する。 ※センターで Facebook アカウントと Facebook ビジネスページを作成することは想定していない。	①5万クリック／年 ②動画広告の場合は、400 万回／年の表示回数を獲得すること。（うち100 万回／年表示は、YouTube 広告で獲得すること。）	
4	運用に関する計画提案 及び 結果分析・報告	①から③	-	-	-	毎月 25日頃に 開催する 定例報告会の1営業日前。

#### **第4 本件業務における留意点**

本件業務における留意点は、以下のとおりである。

##### **1 投下額**

- (1) 投下額とは、広告掲載の際に、各媒体の運営会社等に支払う金額であり、受注者の手数料等は一切含まない。
- (2) 投下額は、最低目標の達成にかかわらず、全額使用すること。
- (3) 上記第3の項番3については、目的を達成するのにもっとも効果的な出稿媒体を提案すること。実際の出稿媒体等は、センターと協議の上決定する。
- (4) 受注者は最低目標到達後、残額の投下額については、目的を達成するのにもっとも効果的な投下方法等を提案すること。実際の投下方法等は、センターと協議の上決定する。

##### **2 運用における最低目標**

上記第3の項番1から3に掲げる各最低目標が未達成の場合は、下記第8に記載のとおり契約金額の減額を行う。

##### **3 広告における使用言語**

日本語に限るものとし、外国語による広告は行わない。

##### **4 広告のリンク先**

上記第3の項番1から3の広告のリンク先について、現在使用しているランディングページ（別紙1）はセンターが個別に指定するランディングページとし、訴求対象に応じて適切なページへ飛ぶように設定すること。

##### **5 キーワード、属性、その他の適切な設定**

- (1) 受注者は、上記第3の項番1から3の業務の実施に当たり、対応する目的の実現に資するよう、各種データに基づいて、センターが指定するターゲット（別紙2「第2 検索キーワードを設定する類型」1から20までに掲げる、顕在的利用者として想定される者）にリーチするキーワード、属性及びその他の適切な設定を提案し、センターの了承を得ること。
- (2) (1)の提案に先立ち、センターは受注者に対し、過去のインターネット広告の運用実績について、センターが必要と判断する範囲で開示する。
- (3) キーワード、属性及びその他の適切な設定の提案に当たっては、次の点に留意すること。  
ア 顕在的利用者  
別紙2を参考に、より効果的なキーワード、属性及びその他の設定を提案すること。  
イ 潜在的利用者  
アの検討を前提に、顕在的利用者となる前の潜在的利用者の段階で、市民がどのような点に関心を有しているか、どのような検索行動をとるか等について検討し、効果的なキーワード、属性及びその他の設定を提案すること。
- (4) 上記第3の項番1から3について、「最低目標」の達成には資するが「目的」の達成に資さない、過度に広範な設定をすることは認められない。  
例えば、別紙2の第2「10 SNS・インターネットで問題を抱えている人」という顕在的利用者に対し、単に「大学生」という属性のみを設定して広告配信を行うことは認められない。
- (5) 受注者は、契約期間中、運用結果の分析を踏まえ、毎月、キーワード、属性及びその他の適切な設定に関する改善提案を行い、センターの了承を得ること。
- (6) レスポンシブ広告を実施する場合の割合については、センターと協議の上、効果に応じて比率を柔軟に決定する。

## 6 既存のディスプレイ広告用バナーデザイン及び掲載先ウェブサイトに関する改善案の提案

現在使用中の広告素材（バナー・動画等。仕様書別紙1（LP・バナー一覧）参照）は、原則として契約締結後も引き続き使用するものとする。

受注者は、毎月の運用結果の分析に基づき、広告効果の維持・向上のため、必要に応じて素材の改善提案を行うこと。改善提案に基づき、センターが承認した場合は、画像内のテキスト修正、レイアウト変更、既存素材のトリミング等の修正を行い、配信に供するものとする。

なお、当該修正に要する費用は契約金額（手数料等）に含むものとする。

また、センターは受注者に対し、修正に必要となる既存素材のデザインデータ（AI、PSD等の編集可能データ）を提供する。

## 7 既存のランディングページの運用

受注者は、新たなランディングページを作成せず、既存のランディングページを使用すること。ただし、センターの業務内容が変更になった場合は、現在使用中のランディングページも含めて、修正を行うこと。テキスト等の修正作

業費及びアップロード作業費（15万円）は契約金額（手数料等）に含むものとする。抜本的なデザイン刷新等の大規模な改修が必要となった場合は、別途協議するものとする。

## 8 その他インターネット広告媒体

広告出稿につき必要な作業は、原則受注者が行うこと。

なお、動画広告については、動画配信サービス（無料視聴できるものに限る。）に限定する。

### (1) SNS 広告配信を行う場合

X以外のSNS等で広告配信を行う場合、受注者において広告出稿のための専用アカウントを取得し、運用するものとする。

Xのアカウントについては、現時点ではセンターにてブルーの認証バッジ（プレミアムプラン）を取得しているため取得不要である。ただし、ブルーの認証バッジが外れた等の事態が生じた場合は、受注者において広告出稿のための専用アカウントを取得し、運用するものとする。

なお、センターでFacebookアカウントとFacebookビジネスページを作成することは想定していない。

### (2) 動画広告配信を行う場合

動画広告において使用する動画素材は、法テラス（公式）YouTubeチャンネルに掲出中の以下の動画、又は、センターが別に指定する動画（原則、30秒以内を想定）とし、組み合わせて配信することも可とする。

ア 法テラス（公式）YouTubeチャンネル動画『わたしたちの仕事編』15秒CM

<https://youtu.be/tWkXoMELwWY>

イ 同『靈感商法編』15秒CM

全年齢版→<https://youtu.be/1ykvBDNJap0>

若年層版→<https://youtu.be/K4jUgK7eNyc>

ウ 同『ストレートトーク編』30秒CM

<https://youtu.be/t29cFbSw-HI>

エ 同『ラップ編』15秒CM、30秒CM

15秒→<https://youtu.be/L8VAlrFkUOE>

30秒→<https://youtu.be/zZZEbJzPijc>

オ 同『私にしかできないことがある』15秒CM、30秒CM

15秒→<https://youtu.be/-AIoStQ43pw>

30秒→<https://youtu.be/WhikxysKBA8>

カ 同『あらゆる困難に寄り添う』15秒CM、30秒CM

15秒→<https://youtu.be/Fos3TBH6g4E>

30秒→<https://youtu.be/weTXa7WNpCU>

キ 同法テラスの犯罪被害者支援 15秒CM、30秒CM

15秒→<https://youtu.be/Ny5-rJfmVwA>

30秒→<https://youtu.be/unuPRPs0SrQ>

受注者において、上記動画を必要に応じ編集・加工して利用することは差し支えないが、センターからはYouTubeアップロード済みデータのみ提供する。また、編集・加工をする際は、センターの了承を得ることとする。

編集・加工を行う際の費用は、年間投下額とは別に契約金額（手数料等）に含むものとする。

## 9 広告運用に関する計画提案及び結果分析・報告

### (1) 広告運用に関する計画提案

ア 受注者は、契約締結後、速やかにセンターとセンターベンチにおいて打合せを行い、その結果を基に費用対効果が高いと思われる出稿プラン（予算配分を含む）、年間の実施計画・運用スケジュール等を提案し、センターの了承を得ること。

イ 受注者は、月次の運用実績等により、適宜、出稿プラン・運用スケジュール等を速やかに見直してセンターに提案し、年間を通じて効果的な運用を実施すること。

### (2) 運用結果の報告・分析等

ア 受注者は、各種広告の実施結果、運用状況の分析を行い、課題、現状の分析等結果及び当該広告がより効果を上げるための改善提案を報告書（月次報告書）にまとめた上で、定例報告会で報告すること。

イ 定例報告会は、センターと受注者との間で協議の上、原則オンラインで、毎月 25 日頃までに前月分の報告会を開催すること。

ウ 月次報告書については、原則定例報告会の 1 営業日前までにセンターが指定するメールアドレスに電子データ（PDF 等）により提出すること。

エ 定例報告会開催後は、3 営業日以内に報告会の議事録を作成し、上記ウと同様に提出すること。

オ 分析等に必要となるセンターのコールセンターの受電やメール、チャット件数、認知経路等のデータについては、前月分のデータを翌月の 12 日頃にセンターから提供する。分析に当たっては、必ず「Google Analytics 4（グーグル・アナリティクス 4）」のデータを活用すること。なお、他にも分析等ツールを使用してもよい。

カ 上記第 3 に記載の各最低目標が達成できない見込みとなった場合は、定例報告会の開催日にかかわらず、速やかにセンターに対し状況及び対応策を報告すること。

キ 月次報告書の作成に当たっては、以下の点に注意すること。

(ア) 運用状況は、表示回数、クリック数、クリック率、平均クリック価、投下金額等を各項目別（広告の種類・出稿媒体、検索キーワード、日、曜日、時間、カテゴリ、デバイス、キャンペーン、グループ等）にまとめること。

なお、表示回数について、ビューアブルインプレッション数が確認できるものは、全体の表示回数のほか、ビューアブルインプレッション数も記載すること。

(イ) 分析等は、上述(ア)の各項目において、例えばどの曜日や時間帯に表示回数・クリック数が多いか、どのデバイス（パソコン、スマートフォン等）からのアクセスが多いか、あるいはどのように結果が推移しているか、その原因等は何かについて、訴求対象の行動特性等を含めて総合的に考察・分析等すること。併せて、これに基づいてより一層効果的な運用実施及び予算配分をするにはどうしたらよいか、具

体的な改善提案を行うこと。

- (ウ) 上記(ア)及び(イ)とは別に、以下の項目を月ごとにまとめること。
  - ・リスティング広告、ディスプレイ広告の全体の表示回数及びクリック数
  - ・その他インターネット広告媒体の表示回数及びクリック数等
  - ・ランディングページクリック数
  - ・広告からセンターホームページへのクリック数
  - ・電話コンバージョン数（広告から電話につながった件数※ランディングページからセンター公式ホームページに遷移してから電話につながった件数含む）
  - ・チャットコンバージョン件数（広告からチャットにつながった件数）
- (エ) 広告効果の検証のため、本件業務で実施する広告からセンターの情報提供サービスへの送客数を可能な限り計測して報告すること。成果地点はセンター公式ホームページへの新規及び既存訪問者の誘導、メールによる情報提供に関するメール入力フォーム及びチャットへの誘導、センターのコールセンターへの電話の架電とする。
- (オ) 課金のみを目的とした、いわゆる不正クリックが発覚した場合は、出稿媒体から速やかに情報収集を行い、把握できる範囲内でセンターに報告するとともに、具体的な対策について速やかにセンターに提案し、センターの了承を得次第、対策を速やかに講じること。なお、当該クリック数については、クリック実績として計上しないこと。
- (カ) 専門用語等には説明を記載し、専門知識を持たない職員でも理解できるように配慮すること。

## 10 Google タグマネージャー及び Google アナリティクス等の管理

- (1) 本件業務の成果を計測するための各種計測タグを設定すること。
- (2) 上記の各種計測タグについては、センター公式ホームページの管理運営業務の受注者（以下「ホームページ管理運営業務者」という。）と協議の上、センターが所持する Google タグマネージャー上のコンテナで設定を行うこと。
- (3) ホームページ管理運営業務者と協議の上、業務における成果の計測が確実に行われるよう、センターが所持する Google タグマネージャー上で計測タグ・トリガーアクションの設定、計測タグの発火テストを実施すること。
- (4) Google アナリティクス 4 及び Google Search Console 等の設定を行い、ウェブサイトへのアクセスデータをセンター職員（原則）及び受注者（必須）が計測できるようにすること。計測するデータの設定についてはセンターと受注者で協議の上、決定する。
- (5) 安全性が確認された効果的なヒートマップツールを代理店が選定・提案の上、センターの職員が閲覧できるよう設定すること。
- (6) 各種計測タグの設置は、原則受注者が行うこと。設置に伴う費用（44万円）については契約金額（手数料等）に含むものとする。

## 第5 成果物、著作権・二次利用

## 1 月次報告書の納品

月次報告書の納品に当たっては、誤字脱字、計算間違い等誤りのないよう留意すること。

## 2 著作権等

本件業務において使用された素材・デザインについて、原則すべての著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第27条及び第28条に規定する権利を含む。）は、センターに帰属するものとする。受注者は著作者人格権を行使しないこととし、また、第三者をして行使させないものとする。

ただし、あらかじめセンターが許可した場合においては、第三者に著作権が帰属する素材・デザインを納入し、又は納入成果物に使用することができる。この場合の著作権使用料については、受注者において原則買い取りとし、センターが素材・デザインを使用する都度、著作権使用料が発生しないようにする（ロイヤリティフリーとする。）こと。なお、著作権使用に期限が設けられている著作物を使用する場合は、最低5年間の使用期間を確保するとともに、著作権使用料は、契約金額（手数料等）に含むものとする。

本仕様書に基づく業務に関し、第三者との間で著作権等に係る権利侵害の紛争等が生じた場合には、当該紛争等の原因が専らセンターの責めに帰すべき場合を除き、受注者は自らの責任と負担において一切の処理を行うものとする。

## 第6 検査

受注者は、第3に掲げる各業務について、第4の9(2)のイに定める定例報告会において、センターに対し内容の説明を実施して検査を受けること。センターは定例報告を受ける都度、毎月検査を行うものとする。

## 第7 円滑な引継ぎ等

- 1 契約期間終了後に同様の契約を新たに開始するに当たって、受注者に変更がある場合は、出稿先管理画面における諸手続き、キーワード設定のほか、引継ぎが必要な全事項について、新規受注者に対し、円滑に業務を引き継ぐ体制を整備し、確実な引継ぎを行うこと。
- 2 契約期間中に作成等した出稿先のアカウント等について、センターに確認の上、センターが次年度以降の使用を想定しない場合は、受注者において契約期間内に当該アカウント等を完全に削除又は削除できない場合はアカウント等を停止し、センターにその旨を報告すること。

## 第8 各最低目標数が未達成の場合等の処理

- 1 令和9年3月末において、リスティング広告の出稿期間全体のクリック数が、第3で指定した最低達成目標数に満たない場合やディスプレイ広告のクリック数が、第3で指定した最低達成目標数に満たない場合又はその他インターネット広告媒体のクリック数及び表示回数が第3で指定した最低達成目標数に満たない場合は、契約金額の減額を行う。なお、本契約において、クリック数については、各媒体において計測された有効クリック数を指すものとし、クリックした際に表示される広告の表示回数は最低達成目標数に含まないものとする。

減額金額については、広告ごとの達成割合（リスティング広告については、

クリック数から最低達成目標数を除したもの、ディスプレイ広告については、クリック数から最低達成目標数を除したもの、その他インターネット広告媒体についてはクリック数及び表示回数から最低達成目標数を除したもの)に応じた以下表の減額率の平均を、契約金額から第3に掲げる年間投下額5200万円(税別)を差し引いた額に乗じて得た額(小数点以下切り捨て)とする。

達成割合	90%以上	90%未満～80%以上	80%未満～70%以上	70%未満～55%以上	55%未満
減額率	0%	1.5%	3%	5%	8%

- 2 1が適用される場合は、センターが受注者に対し通知する。  
この通知は令和9年4月中に行う。
- 3 受注者は、1が適用されるに当たり、最低達成目標数に達しなかったことについてやむを得ない事情がある場合は、センターに対し、2の通知受領の日から7営業日以内に、書面により当該事情の申出を行うことができる。  
センターは、当該申出の内容がやむを得ないものであると認める時は、1の措置を取らぬことができる。
- 4 1の措置を行った場合においても、受注者が本件業務を履行するに当たり、センターに損害を与えた場合は、センターが当該損害の賠償を請求する権利を妨げない。

## 第9 電子データの送受信等

受注者が、成果物及び月次報告書、本仕様書に定められた納品物等をデータ等にして提出する場合には、データ送信等に当たって、パスワードによる保護等のセキュリティ処理を施すこと。なお、センターからデータを送信する場合はパスワード付き zip ファイルとなるため、受注者がパスワード付き zip ファイルを受信できない場合は、センターと調整の上、受注者においてストレージサービス等の代替手段を用意すること。

なお、クラウドで要機密情報を授受する場合の選定要件は、以下のとおりとする。

- 1 クラウド
  - (1) 政府情報システムのためのセキュリティ評価制度 (ISMAP) クラウドサービスリストに登録されており、言明範囲に含まれるクラウドサービスであること。また、登録番号を明示すること。
  - (2) ISO/IEC27017 又は ISMS クラウドセキュリティ認証制度に基づく認証を取得しているクラウドサービスであること。また、当該認証の証明書等の写しを提出すること。
  - (3) セキュリティに係る内部統制の保証報告書 (SOC 報告書 (Service Organization Control Report) の type2 の SOC2 又は SOC3 で 1 年以内のもの) の写しを提出すること。
  - (4) クラウドサービスにかかるセキュリティについて、(1)から(3)に準ずる認証等があること。または、ISMAP 管理基準の管理策基準が求める対策と同等以上の水準が担保できること。その場合はホワイトペーパーを作成し、提出すること。

## 2 データセンター

- (1) クラウドサービスにおいて個人情報又はセンターにおける要機密情報が取り扱われる場合には、当該クラウドサービスのデータセンター（バックアップセンターを含む。）は国内に限ること。
- (2) 原則として、情報資産について日本国外への持ち出しを行わないこと。  
ただし、個人情報又はセンターにおける要機密情報を含むコンテンツ以外の各種アプリケーションで出力されるデータが日本国内のデータセンターに保管することが難しい場合は、適切な暗号化及び利用者の意図に反して復号されないための措置を講じているサービスを選定すること。暗号化においては、原則としてCRYPTREC 暗号リストに掲載されているものを選択し、適切な暗号化を実施すること。
- (3) 障害発生時に縮退運転を行う際にも、情報資産が日本国外のデータセンターに移管されないこと。

## 第 10 機密保持

本件業務の受注者は、次の機密保持に関する義務を負う。

- 1 センターが提供した全ての情報（公知のものを除く。以下同じ。）を第三者に開示し、又は、漏洩しないこと。
- 2 作業中に知り得た一切の情報を第三者に開示し、又は、漏洩しないこと。
- 3 作業に入手又は知り得た情報を第三者に開示することが必要な場合は、あらかじめセンターの承認を得ること。
- 4 その他、本件業務に関する機密保持に関して適切な措置を講ずること。

## 第 11 再委託

- 1 受注者は、本件業務の全部又は主たる部分を第三者に実施させてはならない。また、原則として、本件業務の一部を第三者に実施させること（以下「再委託」という。）を禁止するものとする。

ただし、受注者が本件業務の主たる部分でない一部について、再委託先の商号又は名称、住所、再委託する業務の範囲、再委託する理由、再委託の相手方に係る業務の履行能力、再委託予定金額、その他センターが求める事項について記載した申請書及び再委託に係る履行体制図をあらかじめ提出して再委託の申請を行い、センターが承認した場合は、この限りでない。なお、契約金額に対する再委託予定金額の割合は、原則2分の1未満とすること。

- 2 受注者は、再委託の相手方が行った作業について全責任を負うものとする。また、受注者は再委託の相手方に対して、本件業務の受注者と同等の義務を負わせるものとし、再委託先との契約においてその旨を定めるものとする。
- 3 受注者は、再委託の相手方に対して、必要に応じて、作業の進捗状況及び情報セキュリティ対策の履行状況について報告を行わせる等、適正な履行の確保に努めるものとする。

また、受注者は、センターが本件業務の適正な履行の確保のために必要があると認める時は、その履行状況についてセンターに対し報告し、またセンターが自ら確認することに協力するものとする。

- 4 受注者は、センターが承認した再委託の内容について変更しようとする時は、変更する事項及び理由等について記載した申請書を提出し、センターの承

認を得るものとする。

## 第12 その他

- 1 受注者が提出した提案書の提案内容については、原則として本仕様書の一部としてその内容にしたがって履行すること。ただし、提案内容の全てを認めるものではないことから、契約後、センターと協議の上、履行内容を決定するものとする。
- 2 受注者が、本件業務に係る提案書の審査において、ワーク・ライフ・バランス等を推進する企業として、ワーク・ライフ・バランス等の推進に係る評価項目で加点を得ることを希望した場合には、契約期間中、当該認定を保持し続けること。契約期間中に当該認定が取り消された場合には、必要に応じて契約解除等の措置をとることがある。
- 3 本仕様書に記載されていない事項及び本仕様書の内容に疑義が生じた場合は、センターと受注者との協議の上、決定する。

以上

LP名	URL
総合_2020	<a href="https://www.houterasu.or.jp/lp/sougou2020/">https://www.houterasu.or.jp/lp/sougou2020/</a>
総合_顎在層向け	<a href="https://www.houterasu.or.jp/lp/sougou2022a/">https://www.houterasu.or.jp/lp/sougou2022a/</a>
総合_潜在層向け	<a href="https://www.houterasu.or.jp/lp/sougou2022b/">https://www.houterasu.or.jp/lp/sougou2022b/</a>
労働_2020	<a href="https://www.houterasu.or.jp/lp/roudou2020/">https://www.houterasu.or.jp/lp/roudou2020/</a>
労働_顎在層向け	<a href="https://www.houterasu.or.jp/lp/roudou2022a/">https://www.houterasu.or.jp/lp/roudou2022a/</a>
借金_顎在層向け	<a href="https://www.houterasu.or.jp/lp/shakkin2022a/">https://www.houterasu.or.jp/lp/shakkin2022a/</a>
相続_2020	<a href="https://www.houterasu.or.jp/lp/souzoku2020/">https://www.houterasu.or.jp/lp/souzoku2020/</a>
相続_顎在層向け	<a href="https://www.houterasu.or.jp/lp/souzoku2022a/">https://www.houterasu.or.jp/lp/souzoku2022a/</a>
男女_2020	<a href="https://www.houterasu.or.jp/lp/danjo2020/">https://www.houterasu.or.jp/lp/danjo2020/</a>
男女_顎在層向け	<a href="https://www.houterasu.or.jp/lp/danjo2022a/">https://www.houterasu.or.jp/lp/danjo2022a/</a>
被害者支援	<a href="https://www.houterasu.or.jp/lp/higaishashien1/">https://www.houterasu.or.jp/lp/higaishashien1/</a>
被害者支援_小中学生向け	<a href="https://www.houterasu.or.jp/lp/higaishashien2/">https://www.houterasu.or.jp/lp/higaishashien2/</a>
靈感商法	<a href="https://www.houterasu.or.jp/lp/reikansyoho/">https://www.houterasu.or.jp/lp/reikansyoho/</a>
2024hitoriyashien	<a href="https://www.houterasu.or.jp/lp/2024hitoriyashien/">https://www.houterasu.or.jp/lp/2024hitoriyashien/</a>
2024young	<a href="https://www.houterasu.or.jp/lp/2024young/">https://www.houterasu.or.jp/lp/2024young/</a>
若年層	<a href="https://www.houterasu.or.jp/lp/2023young/">https://www.houterasu.or.jp/lp/2023young/</a>
高年層	<a href="https://www.houterasu.or.jp/lp/2023senior/">https://www.houterasu.or.jp/lp/2023senior/</a>
コロナ	<a href="https://www.houterasu.or.jp/lp/korona/">https://www.houterasu.or.jp/lp/korona/</a>

## ●2025年度制作したランディングページ

・若年層向け→<https://www.houterasu.or.jp/lp/jakunenn2025/>

・全体向け→<https://www.houterasu.or.jp/lp/sougou2025/>

## ●ランディングページ（総合・男女・借金・労働・相続）

The image displays a 4x4 grid of screenshots comparing landing page designs from 2020/2022 (top row) with those from 2025 (bottom row). The categories shown are:

- Top Row (2020/2022): 総合\_2020, 男女\_2020, 労働\_2020, 相続\_2020
- Middle Row (2025): 顎在・総合, 潜在・総合, 顎在・男女, 潜在・男女 (※), 顎在・借金, 潜在・借金 (※)
- Bottom Row (2025): 顎在・労働, 潜在・労働 (※), 顎在・相続, 潜在・相続 (※)

Each screenshot shows a different scenario or call-to-action, such as 'お話ししてみませんか?' (Would you like to talk?) or 'お電話ください' (Please call). The bottom row (2025) includes a note: '(※)のランディングページについて  
は、現在、使用を停止している。' (The landing pages marked with (※) are currently stopped in use.)

## ●ランディングページ（コロナ・靈感商法・高年層・若年層・被害者支援）

**コロナ**

必要なコロナトラブルでお悩みの方  
国によって設立された法テラスでは  
必要な法律相談と無料で行っています。

夫婦・男女トラブル  
職場のトラブル  
借金

**靈感商法**

もしも、そんなお困り事は  
「法テラス」  
お話ししてみませんか？

法テラスは国によって設立された  
総合案内所です。

**高年層**

お金の悩みや相続のこと  
誰に相談したらいい?  
困っているあなたに

法テラスは国によって設立された  
法的トラブル解決のための総合案内所です。

**若年層**

バイトや通販、SNSのトラブル…  
誰に相談したらいい?  
困っているあなたに

法テラスは国によって設立された  
法的トラブル解決のための総合案内所です。

被害者支援



被害者支援\_小中学生向き



## ●ディスプレイ広告用バナー (1)

300×250

法テラス  
あなたの法律トラブルでお悩みの方  
国によって設立された  
法テラスなら  
夫婦・男女トラブル  
職場のトラブル  
借金

法テラス  
あなたの法律トラブルでお悩みの方  
国によって設立された  
法テラスなら  
パパ活・セクハラ  
解雇

法テラス  
あなたの法律トラブルでお悩みの方  
国によって設立された  
法テラスなら  
相続  
売立請求  
借会

法テラス  
あなたの法律トラブルでお悩みの方  
国によって設立された  
法テラスなら  
離婚  
損害  
慰謝料

法テラス  
あなたの法律トラブルでお悩みの方  
国によって設立された  
法テラスなら  
パパ活・セクハラ  
解雇

法テラス  
あなたの法律トラブルでお悩みの方  
国によって設立された  
法テラスなら  
相続  
売立請求  
借会

法テラス  
あなたの法律トラブルでお悩みの方  
国によって設立された  
法テラスなら  
離婚  
損害  
慰謝料

法テラス  
あなたの法律トラブルでお悩みの方  
国によって設立された  
法テラスなら  
パパ活・セクハラ  
解雇

法テラス  
あなたの法律トラブルでお悩みの方  
国によって設立された  
法テラスなら  
相続  
売立請求  
借会

法テラス  
あなたの法律トラブルでお悩みの方  
国によって設立された  
法テラスなら  
離婚  
損害  
慰謝料

300×600

法テラス  
あなたの法律トラブルでお悩みの方  
国によって設立された  
法テラスなら  
トラブル解決に役立つ  
情報を無料でご案内

夫婦・男女  
トラブル  
職場の  
トラブル  
借金

法テラス  
あなたの法律トラブルでお悩みの方  
国によって設立された  
法テラスなら  
トラブル解決に役立つ  
情報を無料でご案内

パパ活・セクハラ  
解雇

法テラス  
あなたの法律トラブルでお悩みの方  
国によって設立された  
法テラスなら  
トラブル解決に役立つ  
情報を無料でご案内

相続  
売立請求  
借会

法テラス  
あなたの法律トラブルでお悩みの方  
国によって設立された  
法テラスなら  
トラブル解決に役立つ  
情報を無料でご案内

離婚  
損害  
慰謝料

600×600

法テラス  
あなたの法律トラブルでお悩みの方  
国によって設立された  
法テラスなら  
トラブル解決に役立つ  
情報を無料でご案内

夫婦・男女  
トラブル  
職場の  
トラブル  
借金

## ●ディスプレイ広告用バナー (2)

頭在・総合 300×250



頭在・総合 300×600



潜在・総合 300×250



潜在・総合 300×600



頭在・男女 300×250



頭在・男女 300×600



潜在・男女 300×250



潜在・男女 300×600



頭在・借金 300×250



頭在・借金 300×600



潜在・借金 300×250



潜在・借金 300×600



## ●ディスプレイ広告用バナー (3)

顕在・労働 300×250

**お問い合わせ 無料**

労働トラブルの悩み…  
“法テラス”にお話ししてみませんか?

こんなことができます

- トラブル解決のための情報を知る
- 自分にあった相談窓口を知る

日本司法支援センター 法テラスは国が設立した公的な法人です  
詳しくはこちら

顕在・労働 300×600

**お問い合わせ 無料**

労働トラブルの悩み…  
“法テラス”にお話ししてみませんか?

こんなことができます

- トラブル解決のための情報を知る
- 自分にあった相談窓口を知る

日本司法支援センター 法テラスは国が設立した公的な法人です  
詳しくはこちら

潜在・労働 300×250

上司からの酷いパワハラ…。  
会社は何もしてくれない。

会社が残業代を払ってくれない。  
どうしたらいいんだろう…。

もしあなたがこんなことで悩んでいたら…  
**法テラスにお電話ください。**

日本司法支援センター 法テラスは国が設立した公的な法人です  
詳しくはこちら

潜在・労働 300×600

上司からの酷いパワハラ…。  
会社は何もしてくれない。

会社が残業代を払ってくれない。  
どうしたらいいんだろう…。

もしあなたがこんなことで悩んでいたら…  
**法テラスにお電話ください。**

日本司法支援センター 法テラスは国が設立した公的な法人です  
詳しくはこちら

顕在・相続 300×250

**お問い合わせ 無料**

相続トラブルの悩み…  
“法テラス”にお話ししてみませんか?

こんなことができます

- トラブル解決のための情報を知る
- 自分にあった相談窓口を知る

日本司法支援センター 法テラスは国が設立した公的な法人です  
詳しくはこちら

顕在・相続 300×600

**お問い合わせ 無料**

相続トラブルの悩み…  
“法テラス”にお話ししてみませんか?

こんなことができます

- トラブル解決のための情報を知る
- 自分にあった相談窓口を知る

日本司法支援センター 法テラスは国が設立した公的な法人です  
詳しくはこちら

潜在・相続 300×250

亡くなった親の借金、  
払わなきゃいけないの?  
遺言書って、  
自由に書いても有効なの?

もしあなたがこんなことで悩んでいたら…  
**法テラスにお電話ください。**

日本司法支援センター 法テラスは国が設立した公的な法人です  
詳しくはこちら

潜在・相続 300×600

亡くなった親の借金、  
払わなきゃいけないの?  
遺言書って、  
自由に書いても有効なの?

もしあなたがこんなことで悩んでいたら…  
**法テラスにお電話ください。**

日本司法支援センター 法テラスは国が設立した公的な法人です  
詳しくはこちら

高齢層 1200×1200

# お金の悩みや 相続のこと

誰に相談したらいいの?  
困っているあなたに

**無料**  
法律相談<sup>※1</sup>

**弁護士  
司法書士費用の  
立替え<sup>※2</sup>**

**国が設立  
した  
公的な法人**

※1・2は経済的にお困りの方が対象

おなやみなし  
**0570-078374**  
(受付時間：平日9時～21時、土曜9時～17時)

詳しくはこちら >

若年層 1080×1080

# バイトや通販、 SNSのトラブル…

もし 誰にも話せずに  
悩んでいることがあったら、  
**法テラス**に相談しませんか?

日本司法支援センター 法テラスは国が設立した公的な法人です

**無料**

メール  
24時間受付中

●ディスプレイ広告用バナー (ファインド広告)

顕在・総合 1200×628

男女 労働 借金  
消費者問題 相続 ネット被害

お問合せ  
**無料**

もしそんなことでお悩みなら…  
“法テラス”にお話ししてみませんか？

こんなことができます  
トラブル解決のための情報を知る  
無料で専門家と相談する<sup>(※)</sup>  
※経済的にお困りの方が対象です。

法テラスは国が設立した公的な法人です。

潜在・総合 1200×628

離婚したい  
借金が返せない  
相続って何するの?  
パワハラがつらい

もしあなたがこんなことで悩んでいたら…  
**法テラスにお電話ください。**  
お問合せ  
**無料**

法テラスは国が設立した公的な法人です。

顕在・総合 1200×1200

男女 労働 借金  
消費者問題 相続 ネット被害

お問合せ  
**無料**

もしそんなことでお悩みなら…  
“法テラス”にお話ししてみませんか？

こんなことができます  
トラブル解決のための情報を知る  
無料で専門家と相談する<sup>(※)</sup>  
※経済的にお困りの方が対象です。

日本司法支援センター  
法テラス  
法テラスは国が設立した公的な法人です。

潜在・総合 1200×1200

離婚したい  
借金が返せない  
相続って何するの?  
パワハラがつらい

もしあなたがこんなことで悩んでいたら…  
**法テラスにお電話ください。**  
お問合せ  
**無料**

日本司法支援センター  
法テラス  
法テラスは国が設立した公的な法人です。

日本司法支援センター  
法テラス

様々な困難に寄り添う、国が設立した公的な法人です。

あきらめていた  
未払い養育費を  
受け取ることができた。

法テラスは、国によって設立された  
法的トラブル解決のための総合案内所です。

日本司法支援センター  
法テラス

様々な困難に寄り添う、国が設立した公的な法人です。

犯罪にあった。  
遺族になった。  
法的支援が救いでした。

法テラスは、国によって設立された  
法的トラブル解決のための総合案内所です。

日本司法支援センター  
法テラス

様々な困難に寄り添う、国が設立した公的な法人です。

靈感商法による  
金銭トラブルだけでなく、  
心の悩みも相談できた。

法テラスは、国によって設立された  
法的トラブル解決のための総合案内所です。

日本司法支援センター  
法テラス

様々な困難に寄り添う、国が設立した公的な法人です。

男女トラブルの  
解決に向けて、  
一緒に考えてくれた。

法テラスは、国によって設立された  
法的トラブル解決のための総合案内所です。

日本司法支援センター  
法テラス

様々な困難に寄り添う、国が設立した公的な法人です。

被災で困っている私に、  
支援があることを  
教えてくれた。

法テラスは、国によって設立された  
法的トラブル解決のための総合案内所です。

日本司法支援センター  
法テラス

様々な困難に寄り添う、国が設立した公的な法人です。

弁護士さんのおかげで、  
借金生活から  
抜け出すことができた。

法テラスは、国によって設立された  
法的トラブル解決のための総合案内所です。

コロナの影響で  
給料が減っちゃって、  
ローンの支払いが  
厳しいなあ…。



困ったら相談しよう。



国が設立した公的な法人です。

コロナの影響で  
会社を突然解雇された。  
従わなければ  
ならないのかな。



困ったら相談しよう。



国が設立した公的な法人です。

コロナの影響で夫婦仲が  
悪くなり離婚を考え中。  
小さい子どももいるし  
どうしよう。



困ったら相談しよう。



国が設立した公的な法人です。

コロナの影響で  
内定が取り消しに。  
この先いったい  
どうすれば。



困ったら相談しよう。



国が設立した公的な法人です。

給付金や支援制度…  
申請したいけれど、  
どうしたら  
いいんだろう。



困ったら相談しよう。



国が設立した公的な法人です。

## 顕在的利用者の類型と関連ワード

### 第1 趣旨等

- 1 顕在的利用者とは、仕様書第1に記載のとおり、「すでに法的問題を抱えていて、そのことを認識している者」のことである。
- 2 第2の類型は、日本司法支援センター（以下「センター」という。）が顕在的利用者として想定している者である。
- 3 第2「18 若者のトラブル」は、成人となったばかりの18歳の者が巻き込まれるおそれがあるトラブルの代表例と考えられるものを記載している。
- 4 第2「17 次のテーマに関わっている又は関心のある支援者（自治体関係者・福祉関係者等）」は、自ら法的問題を抱えているわけではないが、被支援者が法的問題を抱えていることから、顕在的利用者の類型の一つとして記載している。センターでは、これらの支援者に訴求を行うことで、支援者が担当するケースをセンターに相談する等して、潜在的利用者（すでに法的問題を抱えているがそのことを認識していない者、近い将来、法的問題を抱える可能性の高い者）がセンターにアクセスすることも期待できると考えている。
- 5 第2「20 靈感商法等に関するトラブルを抱えている人」については、令和4年11月14日から専用ダイヤルを開設しているため、記載している。
- 6 関連ワードは、センターにおいて、顕在的利用者が相談したり検索したりするものと分析している言葉の代表例である。関連ワードは、検索キーワードを設定する際のあくまで参考である。受注者においては、関連ワードを参考としつつも、その他に顕在的利用者が検索することの多い言葉がないか、顕在的利用者に至る前の潜在的利用者が検索する言葉は何かについて、各種データも参考にしながら、創意工夫をすること。

### 第2 検索キーワードを設定する類型

- 1 お金が足りなくて困っている人  
(関連ワード)  
借金、自己破産、任意整理、住宅ローン、個人再生、ブラックリスト、時効、クレジットカード、ヤミ金、生活困窮、生活保護、コロナ、減収、給付金
- 2 貸したお金を返してもらえない人  
(関連ワード)  
貸した金、回収、金銭トラブル、差押、公正証書

3 消費者問題を抱えている人

(関連ワード)

ワンクリック詐欺、振り込め詐欺、サクラサイト、悪質商法、悪徳商法、エステトラブル、クレジットカード、マルチ商法、訪問販売、通信販売、電話勧誘販売、先物取引、仮想通貨、クーリングオフ

4 相続で揉めている人

(関連ワード)

相続、遺言、生前贈与、遺産分割、相続放棄、相続税、家庭裁判所

5 夫婦・男女問題を抱えている人

(関連ワード)

結婚、離婚、婚姻費用、養育費、面会交流、子の連れ去り、財産分与、不貞、不倫、慰謝料、性格の不一致、DV（ドメスティックバイオレンス）、モラハラ、ストーカー、性被害、婚約破棄、内縁、シングルマザー、シングルファザー、母子家庭、父子家庭、望まない妊娠、認知、強制認知、家庭裁判所

6 労働問題を抱えている人

(関連ワード)

解雇、雇止め、内定取消、辞めさせてくれない、未払い賃金、残業代、パワハラ、モラハラ、セクハラ、過労、ブラックバイト、労災

7 住居のことで問題を抱えている人

(関連ワード)

退去、家賃未払、原状回復、修繕、敷金、騒音、日照、境界、隣人トラブル

8 保険・年金・社会保険のことで困っている人

(関連ワード)

保険、年金、社会保険

9 交通事故のことで困っている人

(関連ワード)

交通事故、加害者、被害者、示談、示談相場、物損、人損、慰謝料、過失割合、ドライブレコーダー

10 SNS・インターネットで問題を抱えている人

(関連ワード)

誹謗中傷、炎上、削除依頼、開示請求、IP アドレス

- 11 親族が高齢や障害のために判断能力が低下し、トラブルに巻き込まれている人、今後の生活に不安を感じている人  
(関連ワード)  
成年後見、任意後見、認知症
- 12 自分や家族が犯罪に巻き込まれた人、罪を犯してしまった人  
(関連ワード)  
犯罪被害、被害者、遺族、加害者、加害者家族
- 13 ペットに関するトラブルを抱えている人  
(関連ワード)  
ペットトラブル、動物虐待
- 14 自分や家族が被災した人  
(関連ワード)  
被災、被災者、被災地支援
- 15 虐待で困っている人  
(関連ワード)  
高齢者虐待、障害者虐待、児童虐待、DV、親ガチャ
- 16 裁判手続について知りたい人  
(関連ワード)  
裁判、民事裁判、刑事裁判、判決、裁判手続、裁判員裁判
- 17 次のテーマに関わっている又は関心のある支援者（自治体関係者・福祉関係者等）  
(テーマ)  
高齢者支援、障害者（障がい者）支援、生活困窮者支援、生活保護受給者支援、路上生活者支援、若者支援、子ども支援、DV 被害者支援、外国人支援、被災者支援、出所者支援  
(関連ワード)  
上記テーマに同じ
- 18 若者のトラブル  
(関連ワード)  
エステトラブル、クレジットカード、マルチ商法、訪問販売、通信販売、電話勧誘販売、先物取引、仮想通貨、クーリングオフ、解雇、雇止め、内定取消、辞めさせてくれない、未払い賃金、残業代、パワハラ、モラハラ、セクハラ、過労、ブラックバイト、労災、退去、家賃未払、原状回復、

修繕、敷金、騒音、誹謗中傷、炎上、削除依頼、開示請求、IP アドレス、  
児童虐待、DV、親ガチャ

19 高齢者のトラブル

(関連ワード)

相続、遺言、家族信託、成年後見、任意後見、熟年離婚、年金分割、  
特殊詐欺被害（オレオレ詐欺・架空請求・還付金詐欺・預貯金詐欺等）、  
訪問勧誘、電話勧誘、点検商法、通信販売、介護トラブル、8050 問題

20 靈感商法等に関するトラブルを抱えている人

(関連ワード)

靈感商法、悪質商法、悪徳商法、マルチ商法、連鎖販売取引、勧誘、  
高額献金、高額寄附、占い（サービス）、児童虐待、マインドコントロー  
ル、宗教二世

以上

## 令和8年度日本司法支援センター インターネット広告出稿等業務に関する提案書提出要領

本件調達の入札に参加を希望する者は、本要領及び日本司法支援センター（以下「センター」という。）提示事項等を熟知の上、提案書等一式を提出すること。

本要領に基づかない提案については、提案を不合格とする場合があるので留意すること。

### 第1 提案事項

---

「令和8年度日本司法支援センターインターネット広告出稿等業務 仕様書」（以下「仕様書」という。）に基づく提案。

### 第2 提案書等の作成・提出

提案者は、以下の要領に従い提案書等の作成・提出を行うこと。

#### 1 提出すべきもの

##### (1) 提案書等

以下の①から③について、簡潔にわかりやすく記載した提案書を、Word や PowerPoint 等のデータ形式で提出すること。

##### ① 企画提案書

下記第3の記載要領に基づいて提案事項を記載した提案書等に、下記アからウを付したものと提案書等一式として提出すること。業界独自の専門用語を使用する場合は、注釈を付す等し、提案書を審査する者が専門的知識を有していないとも理解できるようにすること。

##### ア 表紙

正本の表紙には、以下の(ア)から(ウ)の事項を記載し、代表者印を押印すること。なお、担当者の氏名、連絡先の記載がある場合は、代表者の押印省略可とする。

副本の表紙には、(ア)の事項のみ記載すること。副本には、企業名称、代表者氏名等、提案者が特定できるような情報を記載しないこと。

##### (ア) 表題（「令和8年度日本司法支援センターインターネット広告出稿等業務」に関する提案書）

##### (イ) 提案者名、代表者名、所在地、提案書作成・提出に係る責任者及び

担当者名、担当部署名及び連絡先（電話番号、メールアドレス）

(ウ) 提案書作成日

イ 「令和8年度日本司法支援センターインターネット広告出稿等業務」に関する評価基準表（以下「評価基準表」という。）

評価基準表の「提案書記載箇所」に、対応する提案書本文の記載箇所（ページ・項番）を記載すること。

ウ 提案書等一式には、目次及びページ番号を付すこと。

② 契約期間中の作業スケジュール一覧

仕様書記載の各業務について、契約期間中の作業スケジュールを横断的に確認できるスケジュールの一覧。

③ 本件業務の実施体制

以下の点について説明すること。

ア 組織図

仕様書記載の各業務における責任者・担当者の氏名及び所属、センターとの間の連絡先窓口及びその連絡先を明示したもの。

イ 緊急時の対応

担当者の病欠等、不測の事態が発生した場合においても遅滞なく業務を遂行できる体制が分かるもの。

(2) ワーク・ライフ・バランス等推進企業で、下記①から③の認定を有する場合は認定書類の写し（任意）

① 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）第9条又は第12条に基づく認定（えるぼし・プラチナえるぼし認定）

② 次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）第13条又は第15条の2に基づく認定（トライくるみん又はくるみん・プラチナくるみん認定）

③ 青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和45年法律第98号）第15条に基づく認定（ユースエール認定）

(3) Google 及びLINEヤフー認定企業等であることの証明書類

① Google Partners プログラム参加代理店であり、Google Partnerバッジを保有している場合は、その種類が分かる書面

② LINEヤフー Sales Partner である場合は、そのランクが分かる書面

2 提出期限及び提出先

(1) 提出期限

令和8年3月17日（火）17時00分

(2) 提出先

〒164-8721

東京都中野区本町1-32-2 ハーモニータワー8階

日本司法支援センター本部財務会計課第二係 担当：高笠

E-mail : keiyaku@houterasu.or.jp

3 提案書等の提出部数

正本データ1部、副本データ1部

なお、持参又は郵送等で提出する場合は、上記データをまとめて保存した電磁的記録媒体（DVD-R等）1部及び紙媒体の正本1部を提出すること。電磁的記録媒体による提出物は、不正プログラム対策ソフトウェアによる確認を行う等して、不正プログラムが混入することがないように適切に対処すること。

4 提出方法

電子メール、持参又は郵送等により提出すること。

電子メールにより提出する場合は、上記2(2)のメールアドレスまで提出すること。メール表題は、「【入札書類提出】令和8年度日本司法支援センターインターネット広告出稿等業務一式 ○○社」とすること。

郵送等により提出する場合は、封筒に「令和8年度日本司法支援センターインターネット広告出稿等業務 一式」と朱書きし、簡易書留等追跡可能な方法により、提出期限必着で送付すること。

### 第3 企画提案書の記載要領

仕様書記載の各業務について、以下の内容を簡潔にわかりやすく説明すること。

1 リスティング広告

(1) 企画内容

ア キーワード、属性等の設定

本企画提案に当たり、仕様書別紙2記載の各ターゲットのうち、第2「1 お金が足りなくて困っている人」という項目について、具体的にどのようなキーワード、属性等を設定することで効果的にターゲットに訴求するのかを説明すること。また、検索キーワード調査等の客観的な分析ツールを用い、ユーザーの検索意図や競合他社の出稿状況を分析したうえ

で、選定理由および想定される効果を明示すること。

イ 出稿プランの詳細

年間を通じた出稿プラン（スケジュール、投下予算の内訳、出稿方法等）について説明すること。

ウ その他企画内容の説明に必要な事項

(2) 目的の達成

上記(1)で提案する企画内容が、なぜ仕様書記載の所定の目的を達成するにあたって最も効果的であると考えるのか、その理由について合理的、具体的に説明すること。

(3) 最低目標の達成

上記(1)により、なぜ仕様書記載の所定の最低目標を達成することができるのかについて、クリック数等のシミュレーション結果を踏まえた説明すること。

## 2 ディスプレイ広告

上記 1 の(1)から(3)と同様とする。

なお、企画内容の説明に当たっては、以下の点も説明すること。

- (1) 「Yahoo ! 広告」または「Googleディスプレイネット」による広告を掲載する予定の具体的なウェブサイト（アプリを含む）の一覧。
- (2) 掲載予定の代表的なウェブサイト（アプリを含む）上においてどのように表示されるのか（バナーの位置や大きさ等）がわかるイメージ画像。

## 3 その他インターネット広告媒体

上記 1 の(1)から(3)と同様とする。

ただし、(1)企画内容 アについては、仕様書別紙 2 に記載の各ターゲットのうち、第 2 「18 若者のトラブル」への訴求を想定した提案をすること。

企画内容の説明に当たっては、以下の点も説明すること。

- (1) 出稿媒体として、どの広告を選定するのか、またその理由。なお、SNS 広告を選定する場合は、Facebook、Instagram 及び Tiktok は除くこと。
- (2) 上記広告で使用予定の素材（静止画・動画）等について。

なお、1つの媒体に限らず複数提案しても構わないが、その場合は選定理由と使用予定の素材、ボリューム（投下額等）を媒体ごとに示すこと。

## 4 運用に関する計画提案及び結果分析・報告

仕様書第 3 の項目 4 について、以下の点についてわかりやすく説明すること。

- (1) 定例報告会において報告を予定しているデータの項目及びその分析手法
- (2) 上記(1)の項目が仕様書記載の各業務の効果・改善点を検討する上でどのような意味を持つかの説明
- (3) 提案書には、広告成果の改善を目的として、運用上実施する改善項目および想定される実施頻度を具体的に記載すること。  
(例) 検索キーワード構成の見直し / 配信条件、予算配分等の調整
- (4) 報告書のサンプル

## 5 過去5年間における受注・運用実績

過去5年間における同種業務の受注実績（契約の相手方、業務内容、期間等）について、具体的な成果や実績を示す資料とあわせて説明すること。

## 第4 選定基準

「令和8年度日本司法支援センターインターネット広告出稿等業務に関する評価要領（以下「評価要領」という。）」及び「評価基準表」のとおり。

## 第5 提案書等作成に当たっての質問方法等

提案書等作成のための質問については、以下のとおり行うものとする。

### 1 質問書の提出期限及び提出先

入札説明書記載の質問書提出期限及び提出場所に提出すること。

### 2 質問に対する回答

入札説明書記載の質問回答期限までにセンターホームページ上に質問者名を伏した上で、一覧表の形式で掲載し、回答する。

### 3 質問書の提出方法

入札説明書記載の提出方法により提出すること。

### 4 質問書の様式

別紙様式とする。

## 第6 機密保持

本件競争入札に参加する者は、次の機密保持に関する義務を負う。

- 1 本件競争入札に関し、センターが提供したすべての情報を第三者に開示し、又は、漏洩しないこと。
- 2 本件競争入札に関し、入手又は知り得た情報を第三者に開示することが必要な場合、あらかじめセンターの承認を得ること。

3 その他、本作業の機密保持に関して適切な措置を講ずること。

## 第7 その他

---

1 次に掲げるものに該当する提案書は、無効とする。

- (1) 参加資格のない者の提出した提案書
- (2) 本要領の規定に違反した提案書
- (3) センターが提案等について説明又は追加資料の提出を求めた場合にこれに応じないもの
- (4) その他契約担当者等が、提出書類を不完全なものと認めたもの

2 提出書類は、書類内容及び評価要領に基づく審査を行い、選定の是非を決定する。

選定結果については、入札説明書記載の競争入札参加の書類審査結果通知期限までに通知するので、審査に合格していることを確認の上、入札に参加すること。

3 提案書等作成に要する経費は、提案者の負担とする。

4 提出された提案書等は返却しない。

なお、提出された提案書等は、本調達手続のために使用するものとする。

以上

令和8年度日本司法支援センター  
インターネット広告出稿等業務に関する評価要領

日本司法支援センター

本評価要領は、日本司法支援センターにおける「令和8年度日本司法支援センターインターネット広告出稿等業務」に関する評価手続及び評価方法について定めたものである。

## 第1 評価方法

本業務を実施する者の決定に係る手続は、総合評価落札方式によるものとし、応札者のうち、以下の各要件に該当する者の中から「第2 総合評価の方法」によって得られた総合評価点の最も高い者を落札者とする。

なお、合計得点が最も高い者が2者以上あるときは、くじにより落札者を決定する。

- 1 入札価格が予定価格の制限の範囲内であること。
- 2 別紙「令和8年度日本司法支援センターインターネット広告出稿等業務」に関する評価基準表（以下「評価基準表」という。）の必須項目に記載されている全ての評価項目について、要求仕様を実現することが提案書に根拠をもって提案及び保証されていること。

## 第2 総合評価の方法

- 1 入札価格と技術的要件等に対する得点配分

入札価格に対する得点（以下「価格点」という。）と技術的要件等に対する得点（以下「技術点」という。）の配分比率は1：2とし、価格点は100点満点、技術点は200点満点とし、価格点と技術点を足し合わせた総合評価点は300点満点とする。

$$\begin{aligned} \text{総合評価点} &= \text{価格点} + \text{技術点} \\ (300 \text{ 点}) &= (100 \text{ 点}) + (200 \text{ 点}) \end{aligned}$$

- 2 価格点

価格点は、入札価格を予定価格で除して得た値を1から減じて得た

値に入札価格に対する得点配分を乗じて得た値とする。

$$\text{価格点} = 100 \text{ 点} \times (1 - \text{入札価格} / \text{予定価格})$$

### 3 技術点

技術点は、「基礎点」と「加点」を加えて得た数値とし、以下のとおり評価する。

- (1) 評価基準表の各評価項目は、必須項目を評価する「基礎点」と加点項目を評価する「加点」で構成される。
- (2) 技術点を評価する審査者は、7名とする。
- (3) 提出された提案書に記載された内容から、評価基準表の必須項目について、全ての要件を遵守・実現することができると全ての審査者が判定した場合に「合格」とし、基礎点(10点)を付与する。  
必須項目のうち一つの項目でも、要求仕様を遵守・実現することができないと判定された場合は「不合格」とし、その後の評価は行わない。
- (4) 上記(3)で「合格」となった提案書について、評価基準表の加点項目の「内容」に沿って評価を行う。

各審査者は、下表の基準に基づき評価基準表の各加点項目についてAないしDの評価を行い、評価に応じて下表の得点を付与した上、各審査者の採点結果の合計を平均して技術的要件に係る「加点」を算出する（小数点第4位以下切り捨て）。

$$\text{技術点} = \text{基礎点} + \text{加点} (\text{技術的要件} + \text{ワークライフバランス等推進に関する指標})$$
$$(200 \text{ 点} = 10 \text{ 点} + 190 \text{ 点} (180 \text{ 点} + 10 \text{ 点}))$$

表. 加点項目の評価、評価基準及び得点

評価	基準	得点		
		配点 20点	配点 15点	配点 10点
A	非常に有効な提案となっているもの (実績の場合は著しく品質が高いこと)	20点	15点	10点

B	有効な提案と認められるもの (実績の場合は品質が高いこと)	10点	8点	5点
C	おおむね妥当な提案であるもの (実績の場合は一定の品質を有すること)	5点	4点	3点
D	記載が無いもの又は具体性がないもの (実績の場合は実績が乏しいもの)	0点	0点	0点

なお、評価基準表の評価項目中「実施体制」及び「ワーク・ライフ・バランス等推進に関する指標」については、同表の「内容」に対応する点数を加点する（複数の認定に該当する場合は、最も配点が高い認定区分により加点する。）。

### 第3 評価項目

---

別紙「評価基準表」のとおり。

#### ■「令和8年度日本司法支援センターインターネット広告出稿等業務」に関する評価基準表

評価項目	必須/加点	内 容	必須	加点				項目合計	提案書記載箇所	
				A	B	C	D		ページ	項目番号
実施体制	必須	業務の履行に支障を来さない作業スケジュール及び体制が確保できているか。 過去5年間における広告運用等業務の運用実績一覧が提出されているか。	○ ○	-	-	-	-	-		
		過去5年間における広告運用等業務の運用実績が高く、本件業務でも高い水準における業務の遂行が期待できるか。	-	10	5	3	0	10		
	任意加点	次の区分により加点する。Google Partners プログラム参加代理店であり 「Google Partner プレミアバッジ」を保有している場合（5点） 「Google Partner バッジ」を保有している場合（3点）	-	-	5	5	5	5		
		次の区分により加点する。LINEヤフー Sales Partnerであり Premierパートナーである場合（5点） Selectパートナーである場合（3点） Certifiedパートナーである場合（1点）	-	-	5	5	5	5		
		提案内容により仕様書記載の目的及び最低目標を達成することができる理由が明確に説明されているか。	○	-	-	-	-	-		
仕様書第3の1 リストティング広告	加点	各種データや分析的手法に基づいて、ユーザーの検索意図や競合他社の出稿状況を分析したうえで、センターが指定する別紙2のターゲットに効果的にリーチするためのキーワード、属性、その他の適切な設定が提案されており、仕様書記載の目的及び最低目標を達成するのに効果的であると感じられるか。	-	15	8	4	0	15		
	加点	年間を通じて広告効果を上げるための運用方法が実現可能性とともに具体的に提示されているか。	-	10	5	3	0	10		
	必須	提案内容により仕様書記載の目的及び最低目標を達成することができる理由が明確に説明がされているか。	○	-	-	-	-	-		
仕様書第3の2 ディスプレイ広告	加点	広告を表示させる対象ユーザーや対象配信面の設定が、センターのブランドイメージ（信頼性）を損なわないよう配慮され、かつターゲットに届く論理的根拠があるか。	-	15	8	4	0	15		
	加点	年間を通じて広告効果を上げるための運用方法が実現可能性とともに具体的に提示されているか。	-	10	5	3	0	10		
	必須	提案内容により仕様書記載の目的及び最低目標を達成することができる理由が明確に説明されているか。	○	-	-	-	-	-		
仕様書第3の3 その他インターネット広告媒体	加点	提案した広告媒体については、センターのブランドイメージを損なわない媒体であるか。	-	15	8	4	0	15		
	加点	各媒体のユーザー属性や視聴コンテキストを深く洞察し、それらを反映した最適な配信設計および運用スキームが構築されているか。	-	15	8	4	0	15		
	加点	年間を通じて広告効果を上げるための運用方法が実現可能性とともに具体的に提示されているか。	-	10	5	3	0	10		
	必須	提案内容により仕様書記載の目的及び最低目標を達成することができる理由が明確に説明されているか。	○	-	-	-	-	-		
仕様書第3の4 運用に関する計画提案 及び結果分析・報告	加点	報告を予定しているデータの項目及びその分析手法、それが仕様書記載の業務の効果・改善点を検討する上でどのような意味を持つかについて説明されているか。	-	15	8	4	0	15		
	加点	報告を予定しているデータの項目及びその分析手法が、仕様書記載の業務の効果・改善点を検討する上で有益であるか。	-	20	10	5	0	20		
	加点	報告書のサンプルが見やすく、わかりやすいか。 また、インターネット広告に関する用語について、わかりやすく説明されているか。	-	10	5	3	0	10		
	加点	内部分析に留まらず、マーケットトレンドや競合ベンチマークを多角的に解析し、マクロな視点から付加価値の高い提言を行うリテラシーを備えているか。	-	20	10	5	0	20		
仕様書第4 バナー・ランディング ページの修正	加点	運用期間中のバナーについて、効果測定の分析、改善案の作成、内容の提案、センターによる確認・承認、修正内容の反映までの一連の流れが具体的に示されており、滞りなく遂行できる現実的な計画となっているか。	-	10	5	3	0	10		
	加点	運用期間中のランディングページについて、効果測定の分析、改善案の作成、内容の提案、センターによる確認・承認、修正内容の反映までの一連の流れが具体的に示されており、滞りなく遂行できる現実的な計画となっているか。	-	10	5	3	0	10		
ワーク・ライフ・バランス等推進に関する指標	任意加点	次の区分により加点する。 なお、複数の認定等に該当する場合は、最も配点が高い区分により加点を行うものとする。 ○女性活躍推進法に基づく認定（えるぼし認定企業、プラチナえるぼし認定企業）等 プラチナえるぼし（10点） えるぼし3段目（8点） えるぼし2段目（6点） えるぼし1段目（4点） 行動計画のみ（2点） ○次世代法に基づく認定（くるみん認定企業、プラチナくるみん認定企業） プラチナくるみん（10点） くるみん（令和7年4月1日以降の基準）（8点） くるみん（令和4年4月1日～令和7年3月31までの基準）（7点） トライくるみん（令和7年4月1日以降の基準）（7点） くるみん（平成29年4月1日～令和4年3月31までの基準）（6点） トライくるみん（令和4年4月1日～令和7年3月31までの基準）（5点） くるみん（平成29年3月31までの基準）（4点） 行動計画（令和7年4月1日以降の基準）（2点） ○若年雇用促進法に基づく認定（ユースエール認定企業）（8点）	-	-	10	10	10	10		
合計	①基礎点合計(10点満点)			10	-	-	-	-		
	②加点合計(190点満点)			-	-	-	-	190		
	総計(①+②、200点満点)			-	200	200	200	200		
留意点	※評価基準表中の仕様書とは、「令和8年度日本司法支援センターインターネット広告出稿等業務 仕様書」を指す。 ※必須項目のうち一つの項目でも、要求仕様を遵守・実現することができないと判定された場合は「不合格」とし、加点項目の評価は行わない。			-	-	-	-	-		

## 質問書

件名：「令和8年度日本司法支援センターインターネット広告出稿等業務 一式」

日付 令和 年 月 日  
所在地  
会社名  
担当者  
電話  
FAX  
E-mail

項目番号	区分	該当ページ	質問事項	回答
1	仕様書〇(○)	〇〇ページ	「〇〇〇」について ※内容は簡潔にまとめること	

用紙規格：日本産業規格A列4番縦長横書き

エクセルファイルで作成・送付のこと

【別紙】

## 履 行 確 約 書

日本司法支援センター理事長 殿

当社は、令和8年2月17日付け公告の「令和8年度日本司法支援センターインターネット広告出稿等業務 一式」に係る仕様書等を検討した結果、契約締結に至った場合には、契約事項遵守の上、仕様書記載の業務を確実に履行し得ることを確約いたします。

令和 年 月 日

住 所  
会社名  
代表者 印

担当者  
氏 名  
連絡先

※担当者の氏名、連絡先を記載した場合は、代表者の押印省略可

会 社 名

担当者氏名

(F A X番号 )

(メールアドレス )

日本司法支援センター

### プレゼンテーション開始時刻通知書

貴社から提出がありました「令和8年度日本司法支援センターインターネット広告出稿等業務 一式」に係る提案書に関して、プレゼンテーションを以下のとおり実施します。

日 時：令和8年3月27日（金）

午前 • 午後 時 分から開始

※当日は、10分前に御来訪願います。

会 場：日本司法支援センター本部

東京都中野区本町1-32-2 ハーモニータワー8階

日本司法支援センター本部総務部財務会計課第二係 高笠

電話 050-3381-1573

会 社 名

担当者氏名

(FAX番号 )

(メールアドレス )

日本司法支援センター

## 結 果 通 知 書

貴社から提出がありました令和8年2月17日付け公告の「令和8年度日本司法支援センターインターネット広告出稿等業務一式」に関する入札参加資格の審査結果は、以下のとおりです。

合 格

不 合 格

東京都中野区本町1-32-2 ハーモニータワー8階  
日本司法支援センター本部 総務部財務会計課 高笠  
電話 050-3381-1573

※ 本通知書による合格の連絡を受領した後に、入札書を提出してください。

入札書を提出し、開札を欠席する場合は、あらかじめ当センターに連絡してください。

## 誓 約 書

- 私  
 当社

は、下記 1 及び 2 のいずれにも該当せず、将来においても該当しないことを誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなつても、異議は一切申し立てません。

### 記

#### 1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号第 2 条第 2 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団若しくは暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

#### 2 契約の相手方として不適当な行為をする者

- (1) 暴力的な要求行為を行う者
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
- (5) その他前各号に準ずる行為を行う者

日本司法支援センター

理事長 殿

令和 年 月 日

住所（又は所在地）

社名及び代表者名

印

担当者

氏 名

連絡先

（注）担当者の氏名、連絡先を明記した場合は、代表者の押印省略可

# 入札書

入札物件名 令和8年度日本司法支援センターインターネット広告出稿等業務 一式

金	十億	億	千万	百万	十万	万	千	百	十	円
---	----	---	----	----	----	---	---	---	---	---

(数量一式・税抜価格)

上記金額で入札説明書、契約条項、仕様書、  
その他関係事項一切を承諾の上入札いたします。

令和 年 月 日

日本司法支援センター理事長 殿

所 在 地

会 社 名

代表者氏名  
又は  
代理人氏名

印

(注)担当者氏名及び連絡先を明記した場合は、押印省略可

担当者

氏 名

連絡先

## 委任状

日本司法支援センター理事長 殿

私は、下記の者を、「令和8年度日本司法支援センターインターネット広告出稿等業務一式」の契約に関し、当社の代理人と定め、下記の権限を委任します。

記

- 1 入札に関する件
- 2 見積りに関する件
- 3 契約締結に関する件
- 4 代金請求及び領収に関する件
- 5 復代理人選任の件
- 6 上記に付随する一切の件

令和 年 月 日

委任者 所在地

商号又は法人の名称

代表者氏名

印

受任者 住所・連絡先

氏 名

代理人  
使用印鑑

(注) 受任者の連絡先を明記した場合は、押印省略可

## 委任状

日本司法支援センター理事長 殿

私は、下記の者を、「令和8年度日本司法支援センターインターネット広告出稿等業務一式」の契約に関し、当社の代理人と定め、下記の権限を委任します。

記

- 1 入札に関する件
- 2 見積りに関する件
- 3 契約締結に関する件
- 4 上記に付随する一切の件

令和 年 月 日

委任者 所在地

商号又は法人の名称

代表者氏名

受任者 氏名

印

復代理人 住所・連絡先  
氏名

復代理人  
使用印鑑

(注) 復代理人の連絡先を明記した場合は、押印省略可

# 契 約 書

1. 件 名 令和8年度日本司法支援センターインターネット広告出稿等業務  
一式
2. 仕 様 別添仕様書のとおり
3. 履行場所 別添仕様書のとおり
4. 履行期間 別添仕様書のとおり
5. 契約金額 金●●●●●●円  
(うち消費税及び地方消費税相当額●●●●●円)  
内訳は、別紙「契約金額内訳」のとおりとする。

頭書の業務について、日本司法支援センター（以下「甲」という。）と●●●●（以下「乙」という。）は、以下のとおり、請負契約を締結する。

## （契約の目的）

第1条 本契約は、乙が別添仕様書に基づく業務（以下「本件業務」という。）を行い、甲が契約代金を支払うことを目的とする。

## （監督）

第2条 甲は、乙による本件業務の遂行状況を監督するため、甲の指定する監督者その他の者（以下「監督者等」という。）を乙に事前に通知の上、乙の通常営業時間内に乙の作業場その他の関係場所に派遣することができる。

2 乙は、監督者等の職務に協力しなければならない。

3 甲又は監督者等は、本契約の目的の達成に重大な影響を及ぼすと判断される事項については、書面で変更又は改善の指示をすることができる。

## （検査）

第3条 乙は、毎月、業務を完了したときは、当該月の業務の完了を確認するための甲の検査を受けるものとする。

2 甲は、毎月の業務が完了した旨の届出があったときは、その日から10日以内に前項の検査を行うものとする。

3 乙は、第1項の検査に合格しなかったときは、遅滞なくこれを是正改善して、甲の検査を受けなければならない。

4 第1項及び第2項の規定は、前項の場合に準用する。

## （契約代金の請求及び支払）

第4条 乙は、前条の規定による検査に合格したときは、当該月分の契約代金（別添仕様書第7の1の定めにより契約金額から減額があった場合は、減額後の代金。以下、本条において同じ。）の支払を請求することができる。乙が消費税法（昭和63年法律第108号）第2条第1項第7号の2に定める適格請求書発行事業者である場合は、同法第57条の4第1項各号に掲げる事項を請求書、納品書その他これらに類する書類に記載しなければならない。

- 2 甲は、前項の規定により乙から適法な支払請求があったときは、その請求を受けた日から30日以内に契約代金を乙に支払うものとする。
- 3 甲は、自己の責めに帰すべき事由により前項に定める期間内に契約代金を支払わなかつたときは、乙に対して、その支払期限の翌日から起算して支払をするまでの日数に応じ、年2.5パーセント（本契約期間中に、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づく、政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を定める件（昭和24年12月大蔵省告示第991号）において定められた率が改定された場合、改定後の期間に係る率は、改定後の率とする。）の割合で計算した額を遅延利息として支払うものとする。ただし、前項に定める期間内に支払わないことが天災地変等やむを得ない事由による場合は、当該事由の継続する期間は、前項に定める期間に算入せず、又は遅延利息を支払う日数に計上しないものとする。
- 4 前項の規定により計算した遅延利息の額が100円未満である場合は、甲は、これを支払うことを要せず、その額に100円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てるものとする。

（再委託）

第5条 乙は、本件業務の全部又は主たる部分を第三者に委託することはできない。

- 2 乙は、本件業務の一部を第三者に委託（以下「再委託」という。）しようとする場合には、甲の定める様式により再委託承認申請書を提出し、甲の承認を受けなければならない。ただし、再委託について、別添仕様書に別の定めがある場合は、その定めによる。
- 3 乙は、本件業務の一部を再委託したときは、再委託先の行為について、甲に対し全ての責任を負うものとする。
- 4 乙は、本件業務の一部を再委託しようとするときは、乙が本契約を遵守するために必要な事項について本契約書を準用して、再委託先と約定しなければならない。

（再委託に関する内容の変更）

第6条 乙は、再委託に関する内容を変更しようとする場合には、甲の定める様式

により再委託変更承認申請書を提出し、甲の承認を受けなければならない。

(履行体制)

第7条 乙は、再委託先から更に第三者に委託が行われる場合には、当該第三者の商号又は名称、住所及び委託を行う業務の範囲を記載した履行体制図を甲の定める様式により作成し、甲に提出しなければならない。

- 2 乙は、前項の履行体制図に変更があるときは、速やかに甲に書面により届け出なければならない。ただし、商号若しくは名称又は住所のみの変更の場合は、届出を要しない。
- 3 前項の場合において、甲は本件業務の適正な履行の確保のため必要があると認めたときは、乙に対して変更の理由等の説明を求めることができる。

(個人情報等の取扱い)

第8条 乙は、本件業務に関して、甲から提供された個人情報等及びその他知り得た個人情報等について、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）及び乙が策定した個人情報保護に関する基本方針等を遵守し、適正に取り扱うこととし、次の各号に従うこと。

- (1) 乙は、本件業務の履行に際し取り扱う個人情報等に関して、秘密保持及び適正管理の義務を負うこと。
- (2) 乙は、甲から提供された個人情報等を取り扱う場合には、責任者、業務従事者の管理体制、実施体制及び個人情報等の管理状況に係る検査に関する事項等を整備し、その内容を甲に対し書面で報告すること。
- (3) 乙は、甲から提供された個人情報等を実施体制に定めた者以外の者には秘密とし、また、当該業務の遂行以外の目的に使用しないこと。
- (4) 乙は、個人情報等を複製等する場合、あらかじめ書面により甲の承諾を受けること。
- (5) 乙は、甲から提供された個人情報等が含まれる紙媒体及び電子媒体（これらの複製を含む。）について、本件業務の終了後、あらかじめ合意した方法により、速やかに甲に返却し、又は、個人情報等を復元及び判読不可能な状態に消去若しくは廃棄すること。消去又は廃棄した場合には、甲の定める様式により「廃棄等報告書」を提出すること。
- (6) 乙は、甲から提供された個人情報等を取り扱う業務（以下「委託業務」という。）を第三者（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社を含む。）に再委託をしようとする場合には、甲の定める様式により「個人情報等取扱業務を含む業務委託に係る再委託承認申請書」を提出

し、あらかじめ甲の承認を受けること。

- (7) 乙は、再委託に関する内容を変更しようとする場合には、甲の定める様式により「個人情報等取扱業務を含む業務委託に係る再委託変更承認申請書」を提出し、甲の承認を受けること。
- (8) 前2号の規定に基づく取扱いについては、再委託先が委託業務を更に再委託しようとする場合についても同様とする。
- (9) 乙は、本件業務を再委託したときは、再委託先の行為について、甲に対し全ての責任を負うものとする。また、本条において、甲が乙に求める個人情報等の適切な管理のために必要な事項について、本契約書を準用して、再委託先と約定すること。
- (10) 乙は、乙及び再委託先の個人情報等の管理につき、定期的に検査を行うこと。
- (11) 乙は、本件業務を終了するときは、個人情報等が記録されている媒体を甲に返却することとし、外部への送付又は持出しをしてはならないこと。
- (12) 乙は、本件業務に関して甲から提供された個人情報等及びその他知り得た個人情報等を当該業務の終了後においても漏えいしないこと。
- (13) 乙は、個人情報等の漏えい等の防止、被害拡大防止等のための適切な措置を探ることとし、漏えい等の事故が発生した場合には、速やかにその内容を甲に報告するとともに、甲の指示に従い、必要な措置を講ずること。
- (14) 乙は、乙又は再委託先の責めに帰すべき事由により、個人情報等の漏えい、その他本条に係る違反等があった場合は、これにより甲又は第三者に生じた一切の損害について、賠償の責めを負うこと。

2 甲は、必要と認めた場合は、乙又は再委託先の管理体制、実施体制、個人情報等の管理状況等について、乙に対し質問し、資料の提供を求め、乙又は再委託先の事業所等の関係場所において調査をすることができる。

3 乙が第1項各号のいずれかに違反したことにより甲に損害が生じたときは、乙は、その損害を賠償しなければならない。

(権利義務の譲渡禁止等)

第9条 乙は、甲の承諾を得た場合を除き、本契約によって生じる権利又は義務の全部又は一部を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、信用保証協会及び中小企業信用保険法施行令(昭和25年政令第350号)第1条の3に規定する金融機関に対して売掛債権を譲渡する場合は、この限りでない。

(期限の延長)

第10条 乙は、自己の責めに帰することができない事由により履行期限内に本件

業務を履行することができないときは、甲に対して遅滞なく理由を付して履行期限の延長を求めることができる。この場合、延長の可否及び日数は、甲乙が協議して定めるものとする。

- 2 乙の責めに帰すべき事由により履行期限内に本件業務を履行することができないときは、甲は、乙から遅延料を徴して履行期限を延長することができる。
- 3 前項の遅延料は、遅延日数1日につき契約金額（契約締結後に契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額。以下同じ。）から既納部分に対する契約金額相当額を控除した額に対して年3.0パーセントの割合で計算した額とする。

（甲の契約解除権等）

第11条 甲は、次の各号に掲げる事項のいずれかに該当する事由があるときは、本契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 本件業務の履行に関し、乙又は乙の代理人に不正行為があったとき。
  - (2) 履行期限内に本件業務を履行する見込みのないことが明らかに認められたとき。
  - (3) 乙が本契約の条項に違反したとき。
- 2 前項各号のいずれかに該当するときは、甲は、契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、契約金額の100分の10に相当する額の違約金を乙に対して請求できるものとする。乙が甲の指定する期限までに支払わない場合は、乙は、甲に対し、その期限が到来した日の翌日から起算して支払をする日までの日数に応じ、年3.0パーセントの割合で計算した額の遅延利息を支払わなければならぬ。ただし、乙が支払うべき遅延利息に100円未満の端数がある場合にはこれを切り捨て、遅延利息が100円未満である場合には支払を要しないものとする。
  - 3 前項に定める違約金は、損害賠償額の予定又はその一部としないものとする。
  - 4 乙は、甲の責めに帰すべき事由により、本件業務を履行することが不可能となったときは、本契約を解除することができる。
  - 5 甲及び乙は、第1項又は前項によるほか、双方の合意があったときは、本契約の全部又は一部を解除することができる。
  - 6 第1項、第4項又は前項の規定により本契約が解除されたときは、甲は、業務が完了した部分に対し、算出した金額を乙に支払わなければならない。

（損害の賠償）

第12条 乙は、債務不履行その他原因のいかんにかかわらず、甲に損害を与えた場合には、その損害を賠償しなければならない。ただし、その損害の発生が甲の責めに帰すべき事由による場合は、この限りでない。

- 2 前項に定める賠償金額は、甲乙協議の上、定めるものとする。

(談合等の不正行為に係る契約解除)

第 13 条 甲は、本契約に関し、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 公正取引委員会が乙又は乙の代理人に対して、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。)第 7 条又は第 8 条の 2(同法第 8 条第 1 号又は第 2 号に該当する行為の場合に限る。以下同じ。)の規定による排除措置命令を行ったとき。
  - (2) 公正取引委員会が乙又は乙の代理人に対して、独占禁止法第 7 条の 2 第 1 項(同法第 8 条の 3において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による課徴金の納付命令を行ったとき、又は同法第 7 条の 4 第 7 項若しくは第 7 条の 7 第 3 項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
  - (3) 乙又は乙の代理人(乙又は乙の代理人が法人であるときは、その役員又は使用人)が、刑法(明治 40 年法律第 45 号)第 96 条の 6 若しくは第 198 条又は独占禁止法第 89 条第 1 項若しくは第 95 条第 1 項第 1 号の規定による罪の嫌疑により公訴を提起されたとき。
- 2 乙は、本契約に関して、乙又は乙の代理人が前項各号に該当した場合には、速やかに、当該処分等に係る関係書類を甲に提出しなければならない。

(談合等の不正行為に係る違約金)

第 14 条 乙は、本契約に関し、次の各号のいずれかに該当するときは、甲が契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、契約金額の 100 分の 10 に相当する額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。

- (1) 公正取引委員会が乙又は乙の代理人に対して、独占禁止法第 7 条又は第 8 条の 2 の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。
  - (2) 公正取引委員会が乙又は乙の代理人に対して、独占禁止法第 7 条の 2 第 1 項(同法第 8 条の 3において読み替えて準用する場合を含む。以下同じ。)の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき、又は同法第 7 条の 4 第 7 項若しくは第 7 条の 7 第 3 項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
  - (3) 乙又は乙の代理人(乙又は乙の代理人が法人であるときは、その役員又は使用人)について、刑法第 96 条の 6 若しくは第 198 条又は独占禁止法第 89 条第 1 項若しくは第 95 条第 1 項第 1 号の規定による罪に係る有罪判決が確定したとき。
- 2 乙は、前項第 3 号に規定する場合に該当し、かつ次の各号のいずれかに該当するときは、前項の契約金額の 100 分の 10 に相当する額のほか、契約金額の 100 分

の 5 に相当する額を違約金として甲が指定する期限までに支払わなければならぬ。

- (1) 公正取引委員会が乙又は乙の代理人に対して、独占禁止法第 7 条の 2 第 1 項の規定による課徴金の納付命令（同法第 7 条の 3 第 1 項、第 2 項又は第 3 項の規定を適用したものに限る。）を行い、当該納付命令が確定したとき。
  - (2) 乙が甲に対し、独占禁止法等に抵触する行為を行っていない旨の誓約書を提出しているとき。
- 3 乙は契約の履行を理由として、前 2 項の違約金を免れることができない。
- 4 第 1 項及び第 2 項に定める違約金は、損害賠償の予定又はその一部としないものとする。
- 5 乙が第 1 項及び第 2 項に規定する違約金を甲の指定する期限までに支払わない場合は、乙は、甲に対し、その期限が到来した日の翌日から起算して支払をする日までの日数に応じ、年 3.0 パーセントの割合で計算した額の遅延利息を支払わなければならない。ただし、乙が支払うべき遅延利息に 100 円未満の端数がある場合にはこれを切り捨て、遅延利息が 100 円未満である場合には支払を要しないものとする。
- 6 本条の規定は、本件業務の履行が完了した後においても効力を有する。

（属性要件に基づく契約解除）

第 15 条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用

するなどしているとき。

- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

(行為要件に基づく契約解除)

第 16 条 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号のいずれかに該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた要求行為
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 風説を流布し、偽計若しくは威力を用いて甲の信用を毀損し、又は甲の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

(再委託先等に関する確約)

第 17 条 乙は、前 2 条各号のいずれかに該当する者（以下「解除対象者」という。）を再委託先等（再委託先（再委託以降の全ての受託者を含む。）及び乙が当該契約に関して個別に契約する場合の相手方をいう。以下同じ。）としないことを確約する。

(再委託先等に関する契約解除)

第 18 条 乙は、契約後に再委託先等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該再委託先等との契約を解除し、又は再委託先等に対し契約を解除させるようになければならない。

- 2 甲は、乙が再委託先等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは再委託先等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該再委託先等との契約を解除せず、若しくは再委託先等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

(違約金等)

第 19 条 甲は、乙が第 15 条及び第 16 条の各号のいずれかに該当すると認められるときは、本契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、契約金額の 100 分の 10 に相当する額の違約金を乙に対して請求できるものとする。

- 2 前項に定める違約金は、損害賠償の予定又はその一部としないものとする。
- 3 甲は、第 15 条、第 16 条及び前条第 2 項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することを要しない。
- 4 乙は、甲が第 15 条、第 16 条及び前条第 2 項の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

- 5 前項に定める賠償金額は、甲乙協議の上、定めるものとする。
- 6 乙が第1項に規定する違約金を甲の指定する期限までに支払わない場合は、乙は甲に対し、その期限が到来した日の翌日から起算して支払をするまでの日数に応じ、年3.0パーセントの割合で計算した額の遅延利息を支払わなければならぬ。ただし、乙が支払うべき遅延利息に100円未満の端数がある場合にはこれを切り捨て、遅延利息が100円未満である場合には支払を要しないものとする。

(不当介入に関する通報・報告)

第20条 乙は、自ら又は再委託先等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入(以下単に「不当介入」という。)を受けた場合は、これを拒否し、又は再委託先等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告し、警察への通報及び捜査上必要な協力をを行うものとする。

(契約不適合責任)

第21条 甲は、成果物の引渡しを受けた後、成果物の種類、品質又は数量が本契約の内容に適合しないものであることを発見したときは、乙に対して、乙の費用でこれを修補する等の追完を請求することができる。ただし、その不適合が甲の責めに帰すべきものであるときは、追完を請求することはできない。

- 2 甲は相当と認める期間を定め、乙に対し前項の追完の催告を行ったにもかかわらず、その期間内に追完がないときは、甲は、乙に対してその不適合の程度に応じて契約代金の減額請求をすることができる。

ただし、次の各号に掲げる場合には、甲は追完の催告をすることなく、乙に対して直ちに契約代金の減額請求をすることができる。

- (1) 履行の追完が不能であるとき。
  - (2) 乙が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。
  - (3) 契約の性質により、履行期限までに履行しなければ本契約の目的を達することができない場合において、乙が履行期限までに履行の追完をしないでその期限を経過したとき。
  - (4) 前3号に掲げる場合のほか、甲が追完の催告をしても乙が追完する見込みがないことが明らかであるとき。
- 3 甲は、前項の規定にかかわらず、本契約の不適合により損害を被ったときは、乙に対して、第12条に規定する損害の賠償を請求することができる。
  - 4 甲は、前3項の請求をするに当たっては、乙が本契約に不適合な成果物を引渡した場合において、甲がその不適合を知ったときから1年以内に、乙に対して不適合の内容を通知しなければならない。ただし、契約不適合に係る期間について、

別添仕様書に別の定めがある場合は、その定めによる。

(所有権)

第 22 条 本契約に係る成果物の所有権は、その引渡しにより甲に帰属するものとする。

(知的財産権の帰属等)

第 23 条 本契約により納入される成果物の著作権（著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 21 条から第 28 条までに規定する権利をいう。）は、別添仕様書に別の定めがある場合を除き、前条に規定する所有権の移転の時に甲に移転するものとする。

2 乙は、別添仕様書に別の定めがある場合を除き、甲及び甲が指定する第三者に対して、成果物に係る著作者人格権（公表権、氏名表示権、同一性保持権）を一切行使しないものとする。

3 乙は、成果物の作成に当たり、第三者の特許権、意匠権、著作権等の知的財産権を利用するときは、その利用に対する一切の責任を負うものとする。

4 前項の知的財産権の利用に関し、第三者との間に紛争が生じたときは、乙は、自己の責任において解決に当たるものとする。

5 前項の紛争により甲が損害を被ったときは、乙は、甲に対し、その損害を賠償するものとする。

(過失責任)

第 24 条 乙は、乙の従業員等の故意又は過失により甲の施設機器等を破損又は紛失した場合、その損害を賠償する責めを負うものとする。ただし、甲がやむを得ないと認めた場合は、この限りでない。

2 乙は、甲の責めに帰することができない事由により乙の従業員等が本件業務遂行中に被った損害につき、これを補償するものとし、甲は一切の責任を負わないものとする。

(危険負担)

第 25 条 甲は、当事者双方の責めに帰することができない事由により、乙が本件業務を履行することができなくなったときは、反対給付の履行を拒むことができる。

2 甲は、自己の責めに帰すべき事由により、乙が本件業務を履行することができなくなったときは、反対給付の履行を拒むことはできない。ただし、自己の債務を免れたことにより、利益を得たときは、これを甲に償還しなければならない。

(割合的報酬)

第 26 条 乙は、甲の責めに帰することができない事由により、本件業務を完了することができなくなった場合又は本契約が本件業務の完了前に解除された場合において、乙が既に履行した業務のうち、可分な部分によって甲がその利益を受けた

ときは、乙は、甲が受けた利益の割合に応じて契約代金の支払を請求することができる。この場合、乙は、可分な部分について第3条の規定に準じて甲の検査を受けなければならない。

(秘密の保持)

第27条 乙は、本契約の遂行上知り得た秘密事項を他に漏らし、又は他の目的に使用してはならない。

2 前項の規定は、本契約が終了した後も有効に存続する。

(契約保証金)

第28条 本契約に関しては、乙は、保証金の納付を要しない。

(管轄裁判所)

第29条 本契約に関する訴訟については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(補則)

第30条 本契約の条項の解釈について疑義が生じたときは、甲乙協議の上、決定するものとする。本契約書に定めのない事項についても、同様とする。

本契約の証として本書2通を作成し、当事者が記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和●年●月●日

甲 東京都中野区本町1-32-2 ハーモニータワー8階  
日本司法支援センター  
理 事 長 丸 島 俊 介

乙 東京都●●区●●町……  
●●株式会社  
代表取締役 ● ● ● ●  
(登録番号 T-\*\*\*\*\*\*)

**契約金額内訳**

単位:(円)

履行期間	月額金額(税込)
令和8年4月(契約締結日)～同月30日	
令和8年5月1日～同月31日	
令和8年6月1日～同月30日	
令和8年7月1日～同月31日	
令和8年8月1日～同月31日	
令和8年9月1日～同月30日	
令和8年10月1日～同月31日	
令和8年11月1日～同月30日	
令和8年12月1日～同月31日	
令和9年1月1日～同月31日	
令和9年2月1日～同月28日	
令和9年3月1日～同月31日	
総合計	